

生坂村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日

生坂村長

生坂村議会議長

生坂村教育委員会

生坂村選挙管理委員会

生坂村代表監査委員

生坂村農業委員会

生坂村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、生坂村長、生坂村議会議長、生坂村教育委員会、生坂村選挙管理委員会、生坂村代表監査委員、生坂村農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、女性活躍推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、村長部局、村議会事務局、生坂村教育委員会、生坂村選挙管理委員会、生坂村代表監査委員、生坂村農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、村長部局、村議会事務局、生坂村教育委員会、生坂村選挙管理委

員会、生坂村代表監査委員、生坂村農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

目標設定

- ア 平成 32 年度まで、採用者の女性割合を平成 26 年度の実績（33%）を維持することとし、3割以上にする。（なお、事務職は0%を3割以上にする）
- イ 平成 32 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成 26 年度の実績（20%）より 20%引き上げ、4割以上にする。
- ウ 平成 32 年度までに、育児参加のための休暇の取得割合を2割以上にする。
- エ 平成 32 年度までに、年次休暇を50%以上取得する職員の割合を3割以上にする。
- オ 平成 28 年度から平成 32 年度までの間、週に1回以上定時退庁する職員の割合を毎年度5割以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、村長部局、村議会事務局、生坂村教育委員会、生坂村選挙管理委員会、生坂村代表監査委員、生坂村農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

目 標

平成32年度までに、年次休暇を50%以上取得する職員の割合を3割以上にする。

取組内容

平成28年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。

目 標

平成28年度から平成32年度までの間、週に1回以上定時退庁する職員の割合を毎年度5割以上にする。

取組内容

平成28年度より、毎週定時退庁日を設定し管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。

目 標

平成28年度より、管理的地位にある職員に占める女性割合を4割以上にする。

取組内容

平成28年度から、多様なポストに女性職員を積極的に配置する。